

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

Table with 2 columns: 要指導医薬品, 一般用医薬品. Rows include definitions, display methods, information provision, and sales regulations.

薬局の管理及び運営に関する事項

- お客様へ
当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。
1. 許可区分：薬局
2. 許可証の記載事項
3. 薬局管理者：氏名（薬剤師） 佐藤隆史
4. 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務
5. 取り扱う医薬品の区分
6. 勤務者の名札等による区別
7. ①営業時間での相談対応時間及び連絡先
8. 緊急時における連絡先

安心して薬局サービスを受けていただくために（お知らせ）

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
○医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
○病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
○病院、診療所などからの照会への回答
○家族などへの薬に関する説明
○医療保険・介護保険等の請求事務（審査支払機関への調剤報酬明細書（レセプト）の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
○薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
○調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
○当薬局内で行う症例研究
○当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
○外部監査機関への情報提供
○その他の利用目的

個人情報保護に関する基本方針

- 1. 基本方針
当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイダンス」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。
2. 具体的な取り組み
当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。
(1) 個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
(2) 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
(3) 個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイダンスに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
(4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
(5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
(6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
(7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。
3. 相談体制
当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。
(1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
(2) 個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
(3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
(4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合
※ 個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、本人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

株式会社クローバー春日薬局
開設者：宮井俊介
個人情報取扱責任者：宮井俊介
お問い合わせ先：〒816-0863 春日市須玖南4-31
電話番号：092-586-5819
ファクシミリ：092-586-5829
ホームページ：https://cloverph.jp/
Eメール：info@cloverph.jp

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です。

1・調剤管理料及び服薬管理指導等に関する事項	
調剤管理料 (4/28/50/60点)	お薬手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。
服薬管理指導料 (45/59点)	患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効果、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報、後発医薬品に関する情報を薬剤師が提供できるように提供し、薬剤の服用に関する基本的な説明や必要な情報や面交又は情報通信機器を用いたオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。お薬手帳には、調剤に依る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を記載します。
かかりつけ薬剤師指導料 (76点)	患者さんが選択した1名の「かかりつけ薬剤師」が、保険医と連携して他の医療機関や薬局からの処方箋や、一般用医薬品・健康食品及び飲食物についても一元的に、継続的に把握した上で、服薬指導等を行うものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また、薬局内に一定の時間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。同意書が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。
かかりつけ薬剤師包括管理料 (291点)	医療機関で「地域包括診療加算」若しくは「認知症地域包括診療加算」又は、「地域包括診療料」若しくは「認知症地域包括診療料」を算定されている患者さんで同意を得た場合、薬剤師製剤の「時間外加算」・「夜間・休日加算」・「在宅患者緊急時加算」及び「在宅患者訪問薬剤師指導料」・「在宅患者緊急訪問薬剤師指導料」・「在宅患者緊急時共同指導料」・「遠隔時共同指導料」・「経管栄養支援料」・「使用薬剤料」・「特定保険医療材料」以外の費用が包括される「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定します。
2・地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算 (10/32/40点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
3・無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算 (69/79点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法を用いた、抗悪性腫瘍剤又は麻薬として無菌製剤処理を行った場合は、1日につき所定の点数を加算します。
6歳未満の乳幼児の場合 (137/147点)	
4・在宅患者訪問薬剤師指導料に関する事項	
1：単一患者訪問者が1人の場合 650点/回	あらかじめ在宅患者訪問薬剤師指導料を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。
2：単一建物診療患者が2人以上 9人以下の場合	320点/回
3：1及び2以外の場合	290点/回
在宅患者オンライン薬剤師指導料 (59点)	在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、情報通信機器を用いた薬学的管理及び指導(訪問薬剤師指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合に算定します。
5・後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算 (21/28/30点)	後発医薬品の調剤に際して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
6・連携強化加算に関する事項	
連携強化加算 (5点)	他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制を整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。
7・医療DX推進体制整備加算に関する事項	
医療DX推進体制整備加算 (4点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、月1回に限り所定の点数を加算します。
8・医療情報取得加算に関する事項	
医療情報取得加算 (1/3点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険薬局において調剤した場合、6月に1回に限り所定の点数を加算します。
9・在宅薬学総合体制加算に関する事項	
在宅薬学総合体制加算 (15/50点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において在宅患者訪問薬剤師指導料、在宅患者緊急訪問薬剤師指導料若しくは在宅患者緊急時共同指導料及び介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者等の調剤をした場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。

当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険薬局です

- どの保険医療機関の処方箋でも応じます。
- 調剤基本料(1)の施設基準に該当します。
- 麻薬小売業の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。
- 在宅で療養されている患者さんを訪問して服薬指導等を行った実績を有しています。
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に係る実績を有しています。
- 保険医療機関が薬学上の求めに応じて一般用医薬品供給体制を有しています。
- 研修認定を取得した保険薬剤師が地域の職種と連携する会議に出席しています。
- 時間外等及び夜間・休日等の対応実績を有しています。
- 麻薬の調剤実績を有しています。
- 重複投薬・相互作用等防止の取組実績を有しています。
- かかりつけ薬剤師による一元的、継続的な服薬管理指導の実績を有しています。
- 外用服薬支援料1の認定実績を有しています。
- 服薬薬剤師調剤支援料の算定実績を有しています。
- 服薬情報等提供料の算定実績を有しています。
- 小児特定加算を算定しています。
- 1200品目以上の医療用医薬品を揃えています。
7. 薬剤師による医薬品の搬送までを行っています。
- 休日・夜間を含む開所時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。
- 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開所時間外における在宅業務に対応できる体制に係る周知を各自及びグループごとに実施しています。また、地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて十分にを行っています。
- 患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づき、患者さんの服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要となる薬理を行い、薬の服用及び保管に関する注意に関する指導を行います。
- 平日は1日8時間以上、土曜日は日曜日より1か所の曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局しています。
- 管理薬剤師別に定められた十分な経験があります。
- 調剤従事者の資質向上のための研修体制を整備しています。
- 常に最新の「医薬品緊急安全情報」、「安全性速報」、「医薬品・医療機器等安全性情報」等の医薬品情報を収集し、情報提供を行います。
- オンラインに配慮した構造・設備を整備しています。
- 一般用医薬品及び要指導医薬品等(健康リポート薬局の届け出要件とされている48薬効剤)を取り扱っています。
- 一般用医薬品を販売するとともに、健康相談、健康教室などを実施し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関との紹介を行っています。
- 緊急処置室を備えるとともに、当該医薬品を必要とする者に対する相談について適切に対応し、対応を行う体制を整備しています。
- 敷地内・対応し、たばこ及び喫煙器具を販売していません。
- 医療材料及び衛生材料を供給する体制を整備しています。
- 在宅療養の支援に係る他職種やケアマネジャーと連携を図っています。
- 薬物療法が安全に向上に資する事例の報告実績があり、副作用報告体制を整備しています。
- 直近3ヶ月間に調剤した後発医薬品の数量割合が90%以上の実績を有しています。
- 患者の記録による患者の健康及び薬剤師の業務の管理がなされています。
- 医療用医薬品について、注射剤1品目以上を含む6品目以上を備備し、必要な薬剤交付及び指導を行うことが可能です。
- 2人以上の薬剤師が勤務し、無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットの設備を備え、注射業務等の適切な製剤を行います。
- 多剤併用・重複投薬等の解消に係る取組の実績を有しています。
- 電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
- 患者の記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有しています。
- 患者の記録による患者の健康及び薬剤師の業務の管理がなされています。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有しています。
- 「第二種協定指定医療機関」として都道府県庁舎に受け付けられた保険薬局です。
- 災害の発生時において、他の保険薬局等との連携により非常時に必要な体制をとっています。
- 情報通信機器を用いた服薬指導を行うことのできる体制を整備しています。
- 在宅患者緊急訪問薬剤師指導料等の算定に必要となる施設基準に適合している保険薬剤師を配置しています。
- 服薬管理指導料の注3に規定される(手帳の活用実績が少ない)薬局に該当します。
- かかりつけ薬剤師と連携できる十分な経験を有する保険薬剤師を配置しています。
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する施設基準を満たす保険薬剤師を配置しています。
- 高度医療機器の販売業の許可を受けています。

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方を含め、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてそのお申し出ください。

訪問薬剤師指導の届出を行っている旨の掲示

当薬局の行っている訪問薬剤師指導について
 点数は全て1点=10円です。計算例)10点=100円(3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)

調剤報酬点数表(令和6年6月1日施行)

第1節 調剤技術料			
項目	届出	主な要件	点数
調剤基本料1	○	調剤基本料1(1)の1.、2.、3.、4.、5.、6.、7.、8.、9.、10.、11.、12.、13.、14.、15.、16.、17.、18.、19.、20.、21.、22.、23.、24.、25.、26.、27.、28.、29.、30.、31.、32.、33.、34.、35.、36.、37.、38.、39.、40.、41.、42.、43.、44.、45.、46.、47.、48.、49.、50.、51.、52.、53.、54.、55.、56.、57.、58.、59.、60.、61.、62.、63.、64.、65.、66.、67.、68.、69.、70.、71.、72.、73.、74.、75.、76.、77.、78.、79.、80.、81.、82.、83.、84.、85.、86.、87.、88.、89.、90.、91.、92.、93.、94.、95.、96.、97.、98.、99.、100.、101.、102.、103.、104.、105.、106.、107.、108.、109.、110.、111.、112.、113.、114.、115.、116.、117.、118.、119.、120.、121.、122.、123.、124.、125.、126.、127.、128.、129.、130.、131.、132.、133.、134.、135.、136.、137.、138.、139.、140.、141.、142.、143.、144.、145.、146.、147.、148.、149.、150.、151.、152.、153.、154.、155.、156.、157.、158.、159.、160.、161.、162.、163.、164.、165.、166.、167.、168.、169.、170.、171.、172.、173.、174.、175.、176.、177.、178.、179.、180.、181.、182.、183.、184.、185.、186.、187.、188.、189.、190.、191.、192.、193.、194.、195.、196.、197.、198.、199.、200.	45点
調剤基本料2	○	調剤基本料2(1)の1.、2.、3.、4.、5.、6.、7.、8.、9.、10.、11.、12.、13.、14.、15.、16.、17.、18.、19.、20.、21.、22.、23.、24.、25.、26.、27.、28.、29.、30.、31.、32.、33.、34.、35.、36.、37.、38.、39.、40.、41.、42.、43.、44.、45.、46.、47.、48.、49.、50.、51.、52.、53.、54.、55.、56.、57.、58.、59.、60.、61.、62.、63.、64.、65.、66.、67.、68.、69.、70.、71.、72.、73.、74.、75.、76.、77.、78.、79.、80.、81.、82.、83.、84.、85.、86.、87.、88.、89.、90.、91.、92.、93.、94.、95.、96.、97.、98.、99.、100.、101.、102.、103.、104.、105.、106.、107.、108.、109.、110.、111.、112.、113.、114.、115.、116.、117.、118.、119.、120.、121.、122.、123.、124.、125.、126.、127.、128.、129.、130.、131.、132.、133.、134.、135.、136.、137.、138.、139.、140.、141.、142.、143.、144.、145.、146.、147.、148.、149.、150.、151.、152.、153.、154.、155.、156.、157.、158.、159.、160.、161.、162.、163.、164.、165.、166.、167.、168.、169.、170.、171.、172.、173.、174.、175.、176.、177.、178.、179.、180.、181.、182.、183.、184.、185.、186.、187.、188.、189.、190.、191.、192.、193.、194.、195.、196.、197.、198.、199.、200.	29点
調剤基本料3	○	調剤基本料3(1)の1.、2.、3.、4.、5.、6.、7.、8.、9.、10.、11.、12.、13.、14.、15.、16.、17.、18.、19.、20.、21.、22.、23.、24.、25.、26.、27.、28.、29.、30.、31.、32.、33.、34.、35.、36.、37.、38.、39.、40.、41.、42.、43.、44.、45.、46.、47.、48.、49.、50.、51.、52.、53.、54.、55.、56.、57.、58.、59.、60.、61.、62.、63.、64.、65.、66.、67.、68.、69.、70.、71.、72.、73.、74.、75.、76.、77.、78.、79.、80.、81.、82.、83.、84.、85.、86.、87.、88.、89.、90.、91.、92.、93.、94.、95.、96.、97.、98.、99.、100.、101.、102.、103.、104.、105.、106.、107.、108.、109.、110.、111.、112.、113.、114.、115.、116.、117.、118.、119.、120.、121.、122.、123.、124.、125.、126.、127.、128.、129.、130.、131.、132.、133.、134.、135.、136.、137.、138.、139.、140.、141.、142.、143.、144.、145.、146.、147.、148.、149.、150.、151.、152.、153.、154.、155.、156.、157.、158.、159.、160.、161.、162.、163.、164.、165.、166.、167.、168.、169.、170.、171.、172.、173.、174.、175.、176.、177.、178.、179.、180.、181.、182.、183.、184.、185.、186.、187.、188.、189.、190.、191.、192.、193.、194.、195.、196.、197.、198.、199.、200.	24点
調剤基本料4	○	調剤基本料4(1)の1.、2.、3.、4.、5.、6.、7.、8.、9.、10.、11.、12.、13.、14.、15.、16.、17.、18.、19.、20.、21.、22.、23.、24.、25.、26.、27.、28.、29.、30.、31.、32.、33.、34.、35.、36.、37.、38.、39.、40.、41.、42.、43.、44.、45.、46.、47.、48.、49.、50.、51.、52.、53.、54.、55.、56.、57.、58.、59.、60.、61.、62.、63.、64.、65.、66.、67.、68.、69.、70.、71.、72.、73.、74.、75.、76.、77.、78.、79.、80.、81.、82.、83.、84.、85.、86.、87.、88.、89.、90.、91.、92.、93.、94.、95.、96.、97.、98.、99.、100.、101.、102.、103.、104.、105.、106.、107.、108.、109.、110.、111.、112.、113.、114.、115.、116.、117.、118.、119.、120.、121.、122.、123.、124.、125.、126.、127.、128.、129.、130.、131.、132.、133.、134.、135.、136.、137.、138.、139.、140.、141.、142.、143.、144.、145.、146.、147.、148.、149.、150.、151.、152.、153.、154.、155.、156.、157.、158.、159.、160.、161.、162.、163.、164.、165.、166.、167.、168.、169.、170.、171.、172.、173.、174.、175.、176.、177.、178.、179.、180.、181.、182.、183.、184.、185.、186.、187.、188.、189.、190.、191.、192.、193.、194.、195.、196.、197.、198.、199.、200.	19点
調剤基本料5	○	調剤基本料5(1)の1.、2.、3.、4.、5.、6.、7.、8.、9.、10.、11.、12.、13.、14.、15.、16.、17.、18.、19.、20.、21.、22.、23.、24.、25.、26.、27.、28.、29.、30.、31.、32.、33.、34.、35.、36.、37.、38.、39.、40.、41.、42.、43.、44.、45.、46.、47.、48.、49.、50.、51.、52.、53.、54.、55.、56.、57.、58.、59.、60.、61.、62.、63.、64.、65.、66.、67.、68.、69.、70.、71.、72.、73.、74.、75.、76.、77.、78.、79.、80.、81.、82.、83.、84.、85.、86.、87.、88.、89.、90.、91.、92.、93.、94.、95.、96.、97.、98.、99.、100.、101.、102.、103.、104.、105.、106.、107.、108.、109.、110.、111.、112.、113.、114.、115.、116.、117.、118.、119.、120.、121.、122.、123.、124.、125.、126.、127.、128.、129.、130.、131.、132.、133.、134.、135.、136.、137.、138.、139.、140.、141.、142.、143.、144.、145.、146.、147.、148.、149.、150.、151.、152.、153.、154.、155.、156.、157.、158.、159.、160.、161.、162.、163.、164.、165.、166.、167.、168.、169.、170.、171.、172.、173.、174.、175.、176.、177.、178.、179.、180.、181.、182.、183.、184.、185.、186.、187.、188.、189.、190.、191.、192.、193.、194.、195.、196.、197.、198.、199.、200.	14点
調剤基本料6	○	調剤基本料6(1)の1.、2.、3.、4.、5.、6.、7.、8.、9.、10.、11.、12.、13.、14.、15.、16.、17.、18.、19.、20.、21.、22.、23.、24.、25.、26.、27.、28.、29.、30.、31.、32.、33.、34.、35.、36.、37.、38.、39.、40.、41.、42.、43.、44.、45.、46.、47.、48.、49.、50.、51.、52.、53.、54.、55.、56.、57.、58.、59.、60.、61.、62.、63.、64.、65.、66.、67.、68.、69.、70.、71.、72.、73.、74.、75.、76.、77.、78.、79.、80.、81.、82.、83.、84.、85.、86.、87.、88.、89.、90.、91.、92.、93.、94.、95.、96.、97.、98.、99.、100.、101.、102.、103.、104.、105.、106.、107.、108.、109.、110.、111.、112.、113.、114.、115.、116.、117.、118.、119.、120.、121.、122.、123.、124.、125.、126.、127.、128.、129.、130.、131.、132.、133.、134.、135.、136.、137.、138.、139.、140.、141.、142.、143.、144.、145.、146.、147.、148.、149.、150.、151.、152.、153.、154.、155.、156.、157.、158.、159.、160.、161.、162.、163.、164.、165.、166.、167.、168.、169.、170.、171.、172.、173.、174.、175.、176.、177.、178.、179.、180.、181.、182.、183.、184.、185.、186.、187.、188.、189.、190.、191.、192.、193.、194.、195.、196.、197.、198.、199.、200.	9点
調剤基本料7	○	調剤基本料7(1)の1.、2.、3.、4.、5.、6.、7.、8.、9.、10.、11.、12.、13.、14.、15.、16.、17.、18.、19.、20.、21.、22.、23.、24.、25.、26.、27.、28.、29.、30.、31.、32.、33.、34.、35.、36.、37.、38.、39.、40.、41.、42.、43.、44.、45.、46.、47.、48.、49.、50.、51.、52.、53.、54.、55.、56.、57.、58.、59.、60.、61.、62.、63.、64.、65.、66.、67.、68.、69.、70.、71.、72.、73.、74.、75.、76.、77.、78.、79.、80.、81.、82.、83.、84.、85.、86.、87.、88.、89.、90.、91.、92.、93.、94.、95.、96.、97.、98.、99.、100.、101.、102.、103.、104.、105.、106.、107.、108.、109.、110.、111.、112.、113.、114.、115.、116.、117.、118.、119.、120.、121.、122.、123.、124.、125.、126.、127.、128.、129.、130.、131.、132.、133.、134.、135.、136.、137.、138.、139.、140.、141.、142.、143.、144.、145.、146.、147.、148.、149.、150.、151.、152.、153.、154.、155.、156.、157.、158.、159.、160.、161.、162.、163.、164.、165.、166.、167.、168.、169.、170.、171.、172.、173.、174.、175.、176.、177.、178.、179.、180.、181.、182.、183.、184.、185.、186.、187.、188.、189.、190.、191.、192.、193.、194.、195.、196.、197.、198.、199.、200.	4点
調剤基本料8	○	調剤基本料8(1)の1.、2.、3.、4.、5.、6.、7.、8.、9.、10.、11.、12.、13.、14.、15.、16.、17.、18.、19.、20.、21.、22.、23.、24.、25.、26.、27.、28.、29.、30.、31.、32.、33.、34.、35.、36.、37.、38.、39.、40.、41.、42.、43.、44.、45.、46.、47.、48.、49.、50.、51.、52.、53.、54.、55.、56.、57.、58.、59.、60.、61.、62.、63.、64.、65.、66.、67.、68.、69.、70.、71.、72.、73.、74.、75.、76.、77.、78.、79.、80.、81.、82.、83.、84.、85.、86.、87.、88.、89.、90.、91.、92.、93.、94.、95.、96.、97.、98.、99.、100.、101.、102.、103.、104.、105.、106.、107.、108.、109.、110.、111.、112.、113.、114.、115.、116.、117.、118.、119.、120.、121.、122.、123.、124.、125.、126.、127.、128.、129.、130.、131.、132.、133.、134.、135.、136.、137.、138.、139.、140.、141.、142.、143.、144.、145.、146.、147.、148.、149.、150.、151.、152.、153.、154.、155.、156.、157.、158.、159.、160.、161.、162.、163.、164.、165.、166.、167.、168.、169.、170.、171.、172.、173.、174.、175.、176.、177.、178.、179.、180.、181.、182.、183.、184.、185.、186.、187.、188.、189.、190.、191.、192.、193.、194.、195.、196.、197.、198.、199.、200.	1点

項目	届出	主な要件	点数
調剤基本料9	○	調剤基本料9(1)の1.、2.、3.、4.、5.、6.、7.、8.、9.、10.、11.、12.、13.、14.、15.、16.、17.、18.、19.、20.、21.、22.、23.、24.、25.、26.、27.、28.、29.、30.、31.、32.、33.、34.、35.、36.、37.、38.、39.、40.、41.、42.、43.、44.、45.、46.、47.、48.、49.、50.、51.、52.、53.、54.、55.、56.、57.、58.、59.、60.、61.、62.、63.、64.、65.、66.、67.、68.、69.、70.、71.、72.、73.、74.、75.、76.、77.、78.、79.、80.、81.、82.、83.、84.、85.、86.、87.、88.、89.、90.、91.、92.、93.、94.、95.、96.、97.、98.、99.、100.、101.、102.、103.、104.、105.、106.、107.、108.、109.、110.、111.、112.、113.、114.、115.、116.、117.、118.、119.、120.、121.、122.、123.、124.、125.、126.、127.、128.、129.、130.、131.、132.、133.、134.、135.、136.、137.、138.、139.、140.、141.、142.、143.、144.、145.、146.、147.、148.、149.、150.、151.、152.、153.、154.、155.、156.、157.、158.、159.、160.、161.、162.、163.、164.、165.、166.、167.、168.、169.、170.、171.、172.、173.、174.、175.、176.、177.、178.、179.、180.、181.、182.、183.、184.、185.、186.、187.、188.、189.、190.、191.、192.、193.、194.、195.、196.、197.、198.、199.、200.	100点
調剤基本料10	○	調剤基本料10(1)の1.、2.、3.、4.、5.、6.、7.、8.、	

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

- 第1条
- クローバー 薬局(指定居宅サービス事業者:以下、「当薬局」という)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認められた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
 - 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

- 第2条
- 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - 保険薬局であること。
 - 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

- 第3条
- 従業者について
 - 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
 - 管理者について
 - 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼用を可とする。

(職務の内容)

- 第4条
- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
 - 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供または助言を行う。

(営業日および営業時間)

- 第5条
- 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
 - 通常、平日の9:00～18:00、土曜日9:00～18:00とする。
 - 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。※木曜 休み

(通常の事業の実施地域)

- 第6条
- 通常の実施地域は、当薬局から直線距離で半径16km以内の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

- 第7条
- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - 処方箋による調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - 薬剤服用歴の管理
 - 薬剤等の居宅への配達
 - 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - 在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

- 第8条
- 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
 - 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
 - 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
 - 片道 ～ km 円
 - 片道 ～ km 円
 - 片道 ～ km超 円

(緊急時等における対応方法)

- 第9条
- 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第10条
- 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
 - 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
 - この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和8年1月1日より施行する。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

- 提供するサービスの種類
居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導
- 営業日および営業時間
平日:9:00～18:00 ※木曜 休み
土曜日:9:00～18:00
休み:木・日・祝日・お盆・年末年始
※なお緊急時は上記の限りではありません。
- 利用料金

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回	758円/回	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いる場合	46円/回	92円/回	138円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

- 苦情相談窓口
福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室
(電話:092-642-7859 FAX:092-642-7857)
所轄の介護保険担当窓口〔博多区福祉介護保険課〕
(電話:092-419-1081 FAX:092-441-1455)

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する 掲示義務等

<在宅医療に係る交通費>

患家への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道 0～2km	100	円
・片道 2～10km	200	円
・片道 10km超	300	円

<薬剤の容器代>

容器1個につき50円を徴収

<患家へ調剤した医薬品の持参料>

患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料0円

<希望に基づく甘味剤等の添加>

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)
1製剤につき0円

<希望に基づく一包装> ※服用時点ごとにまとめてパックする事

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)
1週間分につき340円

<希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>

(日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供)
希望により注文販売します110円位
(商品により異なります)

福岡県知事指定介護保険事業所
番号:第6R072006号
薬局名:クローバー薬局 博多駅南店
住所:福岡県福岡市博多区博多駅南4-2-10
TEL:092-692-2870
管理薬剤師:佐藤隆史
開設者:宮井俊介